

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業） 生活支援員養成講習

地域のみなさんが安心して
日常生活をおくれるように
お手伝いをします。



子育てや家事の隙間時間に、
あなたの笑顔を活かしませんか？
ボランティアや福祉に興味の
ある方などなど、
ご応募お待ちしております！

地域福祉権利擁護事業とは？

武蔵野市内にお住いの認知症のある高齢者や、知的や精神に障害をお持ちの方などを対象に、地域で安心して暮らしていただくため、福祉サービスの利用にかかわる援助や、日常的な金銭管理、書類預かり等のお手伝いなどを行います。支援するにあたって相談や計画作成を行うのは「専門員」、そして実際に訪問支援を担う役割が「生活支援員」です。

生活支援員は専門員（本事業担当の権利擁護センター職員）が立てた支援計画に基づき、定期的またはご本人からの希望があったときに、ご本人宅を訪問し支援を行います。支援内容は、福祉サービスの利用や日常の金銭管理にかかわる手続き（同行や代行など）のお手伝いなどで、ご本人の生活に合わせた支援を行います。

令和4年度地域福祉権利擁護事業生活支援員養成講習

【日程】

10月14日（金）/21日（金）/28日（金） 全3日間

【講習内容】

生活支援員として必要な高齢者・障害者等に関わる基礎知識や、地域福祉権利擁護事業や関連する制度、対人援助技術。

【受講方法】

オリエンテーション時に配布する講習受講申込書をご提出いただき、受講者の選考をおこないます。受講が決定した方には改めて講習プログラム等をご案内いたします。

【応募方法】

事前に事業の説明会（オリエンテーション）にご参加ください。オリエンテーション終了後、生活支援員の活動をご希望される方は養成講習受講申込書をご提出いただき、後日選考となります。

地域福祉権利擁護事業説明会（生活支援員活動希望者 オリエンテーション）

① 8月18日（木）午後1時30分～午後3時

② 8月24日（水）午前10時30分～正午 ※いずれかにご参加ください。

場所：武蔵野市福祉公社1階会議室 ※必ず事前にお電話にてお申込みください。

申込：武蔵野市福祉公社 権利擁護センター ☎27-5070 (担当：小山・清水・塩野谷)



応募資格 ※面接による選考があります。

- ・武蔵野市民で、おおむね 65 歳未満の方
 - ・養成講習の全課程を受講できる方
 - ・高齢者や障害者に対する福祉、地域活動に熱意のある方
 - ・健脚な方、自転車での市内全域移動が可能な方
- 選考により生活支援員候補となった方は「令和4年度地域福祉権利擁護事業生活支援員養成講習」を受講していただき、面接等の試験を経て生活支援員として登録されます。

Sさん 50代 男性

〈認知症と精神疾患のある利用者宅をそれぞれ隔週で訪問中〉
人生の折り返し時期を経て、老いは一番の関心事に。
そんな時、生活支援員募集の記事を見つけて応募。
活動を通じ、判断能力が低下しても、第三者の力を得れば、
地域で穏やかに暮らしていけることを実感。
多くの市民に、この生活支援員の仕事を知ってもらい、
経験して欲しい。

現役生活支援員の方より

Aさん 50代 女性

〈認知症のある2人の利用者宅を月に1回ずつ訪問中〉
高齢になり銀行へ行くのが難しくなった方々の生活費を
払い戻して届けるお手伝いをしています。また、市役所な
どから届く書類などを一緒に確認して、手続きの手伝い
をすることもあります。
自分以外の誰かのお手伝いを通して、世の中のしくみの
一部を知ることができ、自らの老いじたくにも役立って
いるように感じています。

生活支援員の活動について

【主な業務内容】

- ・福祉サービスに関する情報提供、利用手続き援助、書類整理
- ・公共料金や福祉サービス利用料の各種支払手続き、銀行窓口での預貯金払い戻し等の同行・代行
- ・援助内容や利用者の状況についての記録、専門員への報告

【活動条件】

(1)活動日及び活動時間

月～金のうち、月1～週2回程度。9時～17時の間で活動可能な時間

(利用者一人について活動時間は、1回1時間から2時間程度)

但し週20時間以内

(2)活動費

利用者1名活動時間に対し1時間当たり1,100円。1時間を超えた場合は30分毎に550円加算。

(3)活動場所

武蔵野市内および近郊

※その他、武蔵野市福祉公社生活支援員設置要綱に基づきます。

公益財団法人武蔵野市福祉公社 権利擁護センター

☎ 0422-27-5070

(担当：小山・清水・塩野谷)

受付時間：午前9時～午後5時

〒180-0001 武蔵野市吉祥寺北町1-9-1(本部事務所)

バス停「武蔵野八幡宮前」下車

